

本学園は「特定公益増進法人(※)」であり、寄附実績等について一定の条件を満たしていると文部科学省から証明を受けている学校法人です。寄附された場合は、所定の方式で税額もしくは所得が控除され、確定申告によって所得税が還付されることがあります。

※特定公益増進法人…公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進著しく寄与するものとして政令で定めるもの。

[1] 個人の場合

確定申告をすることで、税額控除制度と所得控除制度のどちらか一方を選択して、所得税の優遇措置が受けられます。(例えば、1万円を寄附しても、税額控除と所得控除とでは、下記のように減税額がかなり違います。)

確定申告の際は、当学園が発行する「特定公益増進法人証明書の写し」「税額控除対象法人の証明書の写し」「寄附金額収証」を確定申告書に添付して税務署にご提出ください。

- (1) 税額控除：所得税額から（年間の寄附金の合計額(※1)－2,000）×40%が控除されます。

税額－税額控除額	寄附金額を基礎に算出した控除額を税率に関係なく、税額から直接控除するため、小口の寄附にも減税効果が大きい。
-----------------	---

- 例1 1万円の寄附をされた場合
税率に関係なく、 $(10,000 - 2,000) \times 40\% = \underline{3,200}$ 円が減税されます。(※2)
- 例2 20万円の寄附をされた場合
税率に関係なく、 $(200,000 - 2,000) \times 40\% = \underline{79,200}$ 円が減税されます。(※2)

- (2) 所得控除：所得金額から（年間の寄附金の合計額(※1)－2,000円）が控除されます。

(所得金額－所得控除額) × 税率 = 税額	所得控除を行った後に税率を掛けて所得税額を算出するので、所得税率が高い高所得者の方が減税効果が大きい。
-------------------------------	---

- 例1 課税所得金額300万円（税率5%）の人が1万円の寄附をされた場合
 $(10,000 - 2,000) \times 5\% = \underline{400}$ 円が減税されます。(※2)
- 例2 課税所得金額500万円（税率20%）の人が20万円の寄附をされた場合
 $(200,000 - 2,000) \times 20\% = \underline{39,600}$ 円が減税されます。(※2)
- 例3 課税所得金額1,000万円（税率33%）の人が50万円の寄附をされた場合
 $(500,000 - 2,000) \times 33\% = \underline{164,340}$ 円が減税されます。(※2)

※1…総所得金額の40%が上限です。 ※2…所得税額の25%が上限です。

[2] 企業等の法人の場合

- (1) 受配者指定寄附金制度を利用する

日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄附者が指定した学校法人に寄附する制度で、寄附金の全額を損金に算入できますので、法人として寄附される場合は指定寄附金を利用した方が有利です。 http://www.shigaku.go.jp/s_kihu_menu.htm ←詳しくはこちら（私学事業団ホームページ）

- (2) 特定公益増進法人に対する寄附金制度を利用する

一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金に算入できます。手続の際は、当法人が発行する「特定公益増進法人証明書の写し」「税額控除対象法人の証明書の写し」「寄附金額収証」が必要です。

損金算入限度額：(資本金等の額×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2

※ 限度額を超える部分の金額は、一般の寄附先への寄附として損金算入ができます。